

新規規制に関する事前評価書
 < 石綿による健康被害の救済に関する法律 >

規制の名称	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく事業者からの一般拠出金及び特別拠出金の徴収	
担当部局	環境省総合環境政策局環境保健部企画課	電話番号： 03-5521-6551 e-mail： NAOKO_HAMASHIMA@env.go.jp
評価実施日	平成18年3月27日	
政策目的	石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、事業者、国及び地方公共団体が全体で費用負担を行い、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害者の間に隙間を生じないよう迅速かつ安定した救済制度を実現するもの。	
規制の内容	・ 労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）は、毎年度、救済給付の支給に要する費用に充てるため、一般拠出金を拠出する。 ・ 独立行政法人環境再生保全機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、船員保険法第60条第1項に規定する船舶所有者（以下「船舶所有者」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。 ・ 独立行政法人環境再生保全機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して、政令で定める要件に該当する事業主から、毎年度、特別拠出金を徴収する。	
	根拠条文等：	石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項及び第2項並びに第47条第1項
規制の必要性	石綿が長期間にわたって我が国の経済活動全般に幅広く、かつ、大量に使用されてきた結果、多数の健康被害が発生してきている一方で、石綿に起因する健康被害については長期にわたる潜伏期間があって因果関係の特定が難しく現状では救済が困難であるという特殊性がある。この特殊性にかんがみ、事業者、国及び地方公共団体が全体で費用負担を行い、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害者の間に隙間を生じないよう迅速かつ安定した救済制度を実現する必要がある。	
期待される効果	事業者、国及び地方公共団体が全体で費用負担を行うことにより、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講じ、石綿による健康被害者の間に隙間を生じないよう迅速かつ安定した救済制度が実現される。	
想定される負担	事業主は、平成19年度以降の給付費用分を拠出することとし、その詳細については、有識者等による検討を経た後、平成19年度からの徴収に支障が生じないよう平成18年度の前半のできるだけ早い時期に決定する。	
想定できる代替手段との比較考量	石綿が長期間にわたって我が国の経済活動全般に幅広く、かつ、大量に使用されてきた結果、多数の健康被害が発生してきている一方で、石綿に起因する健康被害については長期にわたる潜伏期間があって因果関係の特定が難しく現状では救済が困難であるという特殊性がある。このため、法制度による救済が必要であり、合理的な手法としては、他の代替手段は考えられない。	
備考		
レビュー時期	平成23年3月26日までに行う。	